

# 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第80号

2012年8月23日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室

【編集】 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik.kccj@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

\*外キ協は今年1月26日、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」と改称しました

## 7月9日—外登法が廃止され、

### 「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳法が 実施される。

7月9日から、入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改定法が施行された。改定法の実施に伴い、外登法は廃止される。日本国憲法施行の前日（1947年5月2日）に施行された外国人登録令に始まるこの制度は、65年間の歴史を閉じる。

外国人登録制度の下、「切替不申請」（そのほとんどが意図的な切替拒否ではなく過失による申請遅延）として自治体から告発され検察に送致された在日韓国・朝鮮人は毎年5,127人にも上り、また警官の街頭での尋問などによって「外登証不携帯」として送致された数も毎年3,242人になる（1954年から80年までの年平均）。この制度は外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人の日常生活を監視し威嚇する装置としてあった。



これまでの外登法では、日本に90日以上滞在する「すべての外国人」を対象にしてきた。ところが改定法は、「中長期在留者」という新しいカテゴリーを設けて、特別永住者／中長期在留者／非正規滞在者に分断し、日本の植民地支配に起因する在日韓国・朝鮮人、台湾人など「特別永住者」をこれまでと同様に管理する／一般永住者・日本

人の配偶者・留学生などの「中長期在留者」をこれまで以上に徹底的に管理する／超過滞在など「非正規滞在者」をこれまで以上に徹底的に排除する——という法制度を作り上げた。

とりわけ中長期在留者（約170万人）に対しては、さまざまな管理制度が新設され、それらが彼ら彼女らの日常生活をくまなく規制する。すなわち、「外登法」が在日韓国・朝鮮人など旧植民地出身者を狙い撃ちしたように、今回の「改定入管法」は、「中長期在留者」を標的にする。

その結果、たとえば住居地変更の届出が遅れた場合、私たち日本人ならほとんどが始末書1枚で済むが、中長期在留者は「住民基本台帳法での行政罰：5万円以下の過料」＋「入管法での刑事罰：20万円以下の罰金」＋「入管法での在留資格取り消し」が科せられる。このような「加重された罰則制度」は、外国人に対する悪意に満ちた制裁措置であると言うほかない。



16歳以上の中長期在留者に常時携帯を義務づけている在留カードの記載事項に、「就労制限の有無」がある。カード表面の中央に、囲み野で①

「就労不可」、②「就労制限なし」、③「就労制限あり」のいずれかが太字で記載される。このような項目を設けて特記することは、外国人を「人間」として「生活者」として扱うのではなく、「労働力商品」か否か、とみなす発想に基づくものである。これは、改定法を立案し策定した政府官僚とそのブレンたちの思考回路を端的に示すものである。

16歳の誕生日を迎えた外国籍の高校生を想定してみよう。「特別永住者」以外の在留資格、そのほとんどが「永住者」「定住者」「家族滞在」となっている生徒は、16歳の誕生日までに学校を休んで地方入管局へ行って、顔写真つきの在留カードを受領し、それを常時携帯しなければならない。しかも、そのカードには、在留資格によって「就労不可」「就労制限なし」と記載される。

その上、在留資格が「家族滞在」となっている

高校生は、資格外活動許可を得なければアルバイトもできない。

このようなグロテスクな在留カードを常時携帯させ、しかも、修学旅行時を除いて日本への再入国のたびに指紋と顔画像を繰り返し登録させる。それを16歳の子どもたちに強いる国家と社会は、それこそグロテスクである。

この改定法の「当事者」とは、220万人にのぼる在日外国人ではなく、じつは私たち日本人なのである。かつて1980年代、16歳の誕生日を迎えた在日韓国・朝鮮人三世の高校生たち（63人～100人）が、勇気を振り絞って外登法上の指紋押捺を拒否したように、私たち日本人は今こそ、この改定法にNO！と言わなければならない。

●佐藤信行

## 改定入管法に対する 各地の取り組み

### 旭川で「学習会+集会」

7月9日に「改定入管法」が施行されるに先立ち、何かしたいと考えた。じっとしていられなかった。「目に見えて何かが変わらないとしても、ただ黙って見ているのは嫌だ。だから、自分にできることをしよう。で、何を？ そうだ。札幌では北海道外キ連がやるから、旭川でも学習会+集会をやろう！」

このような経緯から、急遽、旭川市内の牧師たちに相談し、「『改定入管法』を考える旭川集会」を準備した。

6月22日（金）午後6時30分から、日本基督教団旭川豊岡教会を会場として行なった集会には、24名の方が集まってくださった。この人数は当初の予想よりも5名くらい多いもの。参加者は、旭川を中心に名寄や帯広から、日本基督教団や日本バプテスト連盟の関係者が駆けつけてくださった。また、それほど大々的に宣伝していないにもかかわらず、インターネットでこの集会の

ことを知った信徒もわざわざ富良野から参加してくださった。

集会の構成は以下の通り。（1）「改定入管法」の説明、（2）外国籍住民の立場からの証言、（3）日本籍住民の立場からの証言、（4）分かち合い・「ともに生きる1万人宣言」の読み上げ・アンケート。

（1）と（2）を韓守賢が担当し、（3）を田森茂基牧師（日本バプテスト連盟旭川教会）がかって出てくださいました。総合司会は西岡昌一郎牧師（日本基督教団旭川六条教会）。松坂克世牧師（日本バプテスト連盟旭川東光キリスト教会）はチラシ作成・発送から会計までの事務作業を担当。旭川豊岡教会の社会委員は受付・会場準備。

以下は、集会に対する簡単な評価。まず、旭川（札幌ではない場所）で「改定入管法」に対する反対・抗議の意志を明確にし、具体的に声を上げたこと自体に意味がある。そのために、実行委員自身が発題者となり集会を開催したが、実行委員みずからが集会について企画・学習・運営したことの意味も大きい。アンケートには、「この問題に

ついて、自分はあまりにも知らなかった」という反省の声や、集会自体を評価する声が寄せられた。このことから分かるように、集会に対しては一定の評価ができるだろう。しかし、実際に法律が施行され、運用されていく現実を前にして、継続的に何ができるのかを、志を共にする仲間と、共に考え行動していくことが何よりも重要である。

1カ月たった今、この集会を契機に生まれた新しい繋がりや勢いや力というものを個人的に感じている。 ●韓 守 賢

## 大阪市に要望書提出

6月25日、改定入管法施行にあたって在日外国人の人権を守るために、大阪市として①市内在住の外国人に個別に「特別永住者証明書」や「在留カード」への変更手続きの案内を出すこと、②外国人住民に転居の際の手続きの案内をすること、③非正規外国人の人権擁護の立場にたった施策を行なうこと、④国に外国人入管基本法の制定と、在留制度の見直しを働きかけることの4点の要望書を提出した。関西外キ連、在日韓国基督教会館(KCC)など関西のキリスト教9団体によるものであった。大阪市からは市民局住民情報課長はじめ4名が出席した。

大阪市からの回答の内容は、①に対して、外国人登録証は更新年の誕生日から30日以内に更新すると通知されているのに、今回の改定法の制度では、更新年の誕生日までに「特別永住者証明書」への変更手続きをすることになっている。「特別永住者」には個別に、外登証に記載されている外国人登録証確認(更新)日の前に文書で知らせることにする。一方、中長期在留者となった「永住者」に対しては、改定法施行日(7月9日)に外国人登録原票を国に返納しなければならないので、個別に文書を送ることができないが、改定法施行日から3年(2012年7月9日~2015年7月8日)の間に在留カードへの変更届を地方入管局でしなければならないということ、様々な機会をとおして大阪市としても周知していきたい。その他の在留資格を有している人(これまでは在留期間の最長が3年)は、2015年7月8日までは在留期間の更新をするので、その際「在留カード」

の手続きをすればよいので問題は生じないと思われる、と。

②に対しては、大阪市内間で住居移転をしても移転先の区役所で住所変更の手続きで済む。大阪市内に移転する場合は移転前に居住していた区役所に「転出届」を出し、移転した市区町村で「転入届」を出すことになる。これも遅延すると大きな罰則(90日以上遅延には「在留資格の取り消し」との指摘があったので、各区役所の窓口、大阪市の広報などをとおして説明するなどの対応をする。

③については、現在大阪市の行なっている非正規滞在者への対応が後退することがないように要望団体とも情報を交換しながら対処する。

④については人権擁護の立場から今後とも必要な要望を行なっていく、というものであった。

今回の大阪市の対応は、私たちの要望に比較的誠実に答えてくれたといえる。また、今回の要望行動を通じて、市当局と今後、在留外国人の人権問題をはじめとする様々な施策に私たちの声を届ける関係ができたことも、大きな意味があったといえよう。 ●金 成 元

## 札幌で講演会

「見よ、兄弟が共に座っている。なんとという恵み、なんとという喜び」詩篇133編1節

6月30日(土)、北海道外キ連と日本カトリック難民移住移動者委員会の共催による講演会を聖公会札幌キリスト教会で行なった。

入管法改定にあたって多くの地域でその内容を学ぶ学習会を行なっていると思われるが、北海道外キ連が企画段階で感じていたのは、具体的な学習会では学ぶ対象者が少ないという現実だった。札幌市は人口約190万人、外国人登録者数は約9500人、その多くが北海道大学などの留学生とその家族となると、外国人は「共に生きる」存在というよりも、やはり「いつか帰る」存在という意識が強く、外国人労働者も札幌圏内では少ないことが関心の低さにつながっている。また近年、中国や台湾などからの旅行者が増え、北海道も札幌市も経済的国際戦略のターゲットである観光客としての外国人への取り組みが図られる一方で、

北海道内の地方においては町の産業を外国人研修生・技能実習生が担っているにもかかわらず、やはり外国人は期間雇用の「いつか帰る」人であり、「共に生きる」住民ではない。外国人も共に暮らす地域住民という意識がまだまだ低いのは、教会内も同様である。

このような状況下で、北海道外キ連ではどのようにしたら多くの方に関心を持っていただけるかを考えた結果、やはり福音的な視点から外国人との共生社会について考えるきっかけを作りたいということになり、松浦悟郎・外キ協共同代表に講演を依頼した。

入管法の当事者は外国人であると感じ、これは他人事であるという「無関心」の壁と、戦前から続く「排外思想」の厚い壁は、入管法に限らず、それぞれが自分自身の問題として考えなければいけない日本社会の問題を遠ざけている。文化や言葉の違いがあったとしても、私たちには人と人をつなぐ共有できるものがあり、目指す平和な社会は同じであるという松浦司教の講演は、教会内でなかなか関心を持っていただけない北海道外キ連の役割を再認識し、私たち自身が勇気を与えられたような気がする。

集会の後半は、北海道外キ連のメンバーである林炳澤さんが「どこが問題？新入管法」と題した学びを行なった。指紋押捺拒否運動の前から民族運動に関わっていた林による入管法改定の説明は、当事者の声であり、入管法を知る大きな手がかりとなったと思う。

今回の講演を踏まえ、北海道外キ連は今年もキャラバンに出向いていく。広大な北海道の土地に点在する外国人の声に耳を傾けることができるように、そして、その声を日本社会に届けることができるようにしていきたい。 ●西 千津

## 北九州で集会とデモ

7月9日から施行される「改定入管法」に対する抗議集会が7月8日、西南KCCで開かれた。在日・日本教会、留学生（中国、ベトナム、韓国）45名が参加。諸団体からの実行委員会で主催。講演会后、小倉駅までデモ行進し「共に生きる社会」を訴えた。

講師の崔聖植さん（国際行政書士・小倉教会出身、東京在住）は、国は外国籍住民の徹底的な管理・監視体制を整えたと説明した。日本社会の治安確保が主な理由として挙げられているが、この間、超過滞在者に対する取り締まり強化で日本の治安が良くなったのか、と問い掛けた。国は在留期間の上限を3年から5年に延ばしたと言うが、下限は3カ月に縮められたと指摘。国が外国人情報を一元的に管理することで超過滞在者を減らすことが狙いだ。しかし67,000人の在留資格がない人々が教育、医療等から排除され生存権を奪われる問題を孕んでいる、と指摘した。また、特別永住者証明書や在留カードの提示義務違反に1年以下の懲役または20万円以下の罰金という刑罰があり、警察が任意同行や別件逮捕をしやすくするものだと批判した。

当実行委員会は、3年前に法案が成立した時にモ反対と抗議の集会とデモを行なった。

●朱 文 洪

## 関東と神奈川の外キ連合同の学習会

「改定入管法」は、今まで以上に外国籍住民を管理する法律です。どうしてこのような改定が行なわれたのか、これまでこの国は歴史的に外国籍住民をどのように扱ってきたのか、今回の改定でどのような問題が生じるのか、この国はいったいどこに向かっているのか……。

このことを学ぶために関東外キ連・神奈川外キ連の共催で「改定入管法学習会」を7月8日（日）午後、日本キリスト教会蒲田御園教会で行ないました。講師の鄭栄桓さん（チョン・ヨンファン／明治学院大学講師）から、「歴史の中の朝鮮人『在留資格』—植民地支配期から現在へ」と題して歴史的観点で新制度についての話を聞きました。

講演の内容は、以下の通りです。

1876年の日朝修好条規の付録に「……日本国民は朝鮮国民を賃雇するをうべし」とあります。韓国強制合併以前の日本の外国籍者は留学生が多いとされていますが、統計上に現れない労働者が多くありました。日清戦争後、日本大企業が朝鮮半島の鉄道工事などで、朝鮮人を雇いました。これは政府が認めていない非正規労働者です。

1905年の保護条約以降は日本への渡航者が増え、1918年「外国人入国に関する件」という日本史上最初の入管法が内務省令として出され、「警察官吏に対する提示義務」「真実陳述義務」などが規定されました。1919年には3・1独立運動後、警務総監部令として「朝鮮人の旅行取締に関する件」が出され、日本への渡航者のチェックが厳しくなりました。その後は協和会の「会員章」によって管理。日本が侵略戦争を推し進める中、同化政策や強制連行、戦争への動員などが行なわれました。

日本の敗戦は、朝鮮の解放。しかし日本に来ていた朝鮮人は解放されません。1945年12月には参政権が停止。200万人もの朝鮮人に対して、帰還には持ち出し財産の制限、再入国不可などの条件が付けられました。母国の政治・社会・経済の混乱から約60万人の朝鮮人が日本に残らざるを得ませんでした。そして最後の勅令、「外国人登録令」。これによって在日朝鮮人、台湾人は「当分の間、外国人とみなす」とされ、登録証明書の常時携帯と提示義務、さらに強制退去が規定されました。そしてサンフランシスコ講和条約で、台湾人と韓国・朝鮮人は日本国籍を喪失します。1952年に外国人登録法が制定され指紋押捺制度を導入。その後、義務教育や援護法から除外。1965年の日韓条約で在日韓国人は大韓民国国籍を取得し、日本での協定永住が認められます。1982年に日本政府は難民条約を批准し、在日朝鮮人は特例永住が認められました。また年金法や児童手当法から、国籍条項が撤廃されました。指紋押捺拒否運動から、指紋押捺は撤廃されましたが、テロ対策を名目に2006年入管法によって指紋押捺は復活……。そういう歴史の流れの中での今回の入管法改定です。

在日韓国・朝鮮人だけでも様々なケースがあるのに、さらにいろいろな国から様々な状況で日本に住む外国籍者は200万人を超えます。そして今まで市区町村で管理していた外国籍者を、今回の改定入管法で、法務省がまとめて管理するシステムになりました。様々な状況をこの法律一本で一括管理することで、こぼれ落ちてしまう外国籍者が多数生じます。

このように日本政府は、歴史的に外国籍者を「管理の対象」とし、人権意識欠如の差別政策を続けてきた、と。

●伊藤明彦

## 大阪で公開学習会

7月19日(木)、日本キリスト教会人権委員会の主催・近畿中会「教会と国家」に関する委員会の協賛の公開学習会が、講師に佐藤信行さん(RAIK所長)をお迎えし、「在日外国人の人権と教会の課題」と題して日本キリスト教会大阪北教会で行なわれた。

藤井和弘さん(人権委員)の司会、中家盾さん(人権委員)の挨拶に引き続き、佐藤信行さんから熱のこもった講演がなされ、1947年の外国人登録令から2012年の改定入管法に至るまでの外国籍住民の人数や構成の推移、それに対する日本政府によるあり方が語られた。

「特別永住者」に加えて、新たに設けられることとなった「中長期在留者」と「非正規滞在者・難民申請者」というカテゴリーは、明らかに1980年代以降に急激に増加することとなったニューカマーと呼ばれる人たちに対する管理・監視の強化を意味するものであり、これまでと同様、外国籍住民を「労働力」として取り扱おうとする法務省の意図が透けて見えるものである。

佐藤信行さんからは「今回の法改定に伴い、居住地の変更や在留カードの携帯・更新などに義務・罰則が強化されるようになった」「非正規規滞在者が行政サービスを受けられなくなる可能性が出てきた」など、外国籍住民の不利益に繋がる問題点が一つ一つ丁寧に提示されたが、その中で最も心に留まったことは「今回の法改定の中身を外国籍住民を初め、ほとんどの人が知らない。その結果、外国籍住民が知らず知らずの内に法違反者になってしまう可能性がある」との指摘である。事実、約200万人の外国籍住民に自治体から送付された「仮住民票」の内、数パーセントは「宛先不明」ということで戻って来たと言われている。このままでは数万人の外国籍住民が不利益を被ることは目に見えている。

大切なことは、私たち自身が知らず知らずの内に外国籍住民に不利益をもたらす加害者の一人になってしまうことである。そのためにも、外国籍住民の不利益を自らのこととして捉えられるような関係性を築いていくこと、聖書の御言葉を通して真理を見出す目を養っていくことが肝要となる

う。  
今回の公開学習会がその一助を担うものとなる

ことを願いつつ、帰途についた。参加者は37名であった。  
●中家 盾

## 《日誌》 2012年改定法に対する各地・各教会での学習会

- ・1月9日(日)、日本基督教団大阪教区／講師：佐藤信行
- ・1月23日(月)、カトリック大分教区司祭総会(宮崎)
- ・1月29日(日)、カトリック静岡教会／講師：佐藤信行(通訳：英語、ポルトガル語)
- ・2月4日(土)、大阪ワン・ワールド・フェスティバル分科会／講師：佐藤信行
- ・2月4日(土)、豊中国際交流協会市民講座／講師：佐藤信行
- ・2月5日(日)、豊中国際交流協会スタッフ研修会／講師：佐藤信行
- ・2月11日(土)、カトリック長崎管区セミナー(熊本)／講師：佐藤信行(通訳：英語、ポルトガル語)
- ・2月15日(水)、メリノール宣教会(東京)／講師：佐藤信行
- ・2月19日(日)、APFS労働組合(板橋)／講師：佐藤信行
- ・2月26日(日)、カトリック磐田教会／講師：佐藤信行(通訳：英語、ポルトガル語)
- ・3月1日(木)、民団兵庫県本部／講師：佐藤信行
- ・3月11日(日)、カトリック黒崎教会(福岡)
- ・3月18日(日)、カトリック福山教会(広島)
- ・3月18日(日)、外国人友の会(岐阜県可児市)／講師：佐藤信行(通訳：タガログ語)
- ・3月25日(日)、カトリック兵庫教会／講師：佐藤信行(通訳：英語)
- ・3月27日(火)、難民・移住労働者問題キリスト教連絡会／講師：渡辺英俊、佐藤信行(通訳：マンマー語)
- ・3月31日(土)、カトリック姫路教会／講師：大阪入管局渉外調査官 vs 佐藤信行(通訳：英語)
- ・4月21日(土)、カトリック桜町教会(高松)
- ・4月22日(日)、カトリック中村教会(高知)
- ・4月22日(日)、カトリック中島町教会(高知)
- ・4月22日(日)、民団大田支部(東京)／講師：佐藤信行
- ・5月20日(日)、カトリック松山教会(愛媛)
- ・5月27日(日)、カトリック習志野教会／講師：旗手明(通訳：英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語)
- ・5月27日(日)、カトリック枚方教会／講師：ピスカルド篤子(通訳：スペイン語)
- ・5月27日(日)、カトリック小倉教会／講師：岩本光弘
- ・5月27日(日)、韓国青年会研修会(神戸)／講師：佐藤信行
- ・5月28日(月)、かながわ県民ホール／講師：佐藤信行
- ・5月28日(月)、文京シビックセンター／講師：鈴木江理子
- ・5月31日(木)、監視社会研究会(上智大学)／講師：旗手明
- ・6月2日(土)、カトリック高田教会(新潟)／講師：佐藤信行
- ・6月2日(土)、アジア学生文化会館／講師：鈴木江理子
- ・6月3日(日)、カトリック尼崎教会／講師：ピスカルド篤子(通訳：スペイン語)
- ・6月3日(日)、カトリック新庄教会(山形)／講師：佐藤信行
- ・6月5日(火)、関東弁護士連合会シンポジウム委員会／講師：旗手明
- ・6月5日(火)、カトリック安里教会(那覇市)／講師：岩本光弘
- ・6月7日(木)、大韓基督教会福岡教会／講師：岩本光弘
- ・6月8日(金)、カトリック三島教会／講師：山岸素子(通訳：スペイン語)
- ・6月9日(土)、日本聖公会東京教区／講師：佐藤信行
- ・6月9日(土)、ヒューライツ大阪／講師：早崎直美
- ・6月10日(日)、カトリック浜寺教会／講師：ピスカルド篤子(通訳：ポルトガル語)

- ・ 6月10日(日)、カトリック成田教会(相談会) / 講師: 旗手明
- ・ 6月10日(日)、カトリック甲府教会 / 講師: 山岸素子(通訳: 英語、タガログ語)
- ・ 6月10日(日)、カトリック水島教会(岡山) / 講師: 岩本光弘
- ・ 6月10日(日)、カトリック三田教会 / 講師: ビスカルド篤子(通訳: ポルトガル語)
- ・ 6月12日(火)、川崎市ふれあい館・人権尊重学級 / 講師: 旗手明
- ・ 6月16日(土)、カトリック菊名教会 / 講師: 鈴木健
- ・ 6月17日(日)、名古屋市女性会館 / 講師: 鍵谷智(通訳: タガログ語)
- ・ 6月17日(日)、カトリック尼崎教会 / 講師: ビスカルド篤子(通訳: ポルトガル語)
- ・ 6月17日(日)、カトリック千葉寺教会 / 講師: 旗手明(通訳: タガログ語、スペイン語)
- ・ 6月17日(日)、カトリック久留米教会(福岡)
- ・ 6月23日(土)~24日(日)、「移住労働者と連帯する全国ワークショップ」(新潟国際情報大学) 全体会および分科会
- ・ 6月24日(日)、調布市文化会館たづくり / 講師: 井上和彦
- ・ 6月24日(日)、カトリック加古川教会 / 講師: ビスカルド篤子(通訳: ポルトガル語)
- ・ 6月30日(土)、北海道外キ連 / 講師: 松浦悟郎
- ・ 7月1日(日)、カトリック神戸中央教会 / 講師: 村田稔(通訳: 英語、ポルトガル語)
- ・ 7月1日(日)、カトリック枚方教会 / 講師: ビスカルド篤子(通訳: ポルトガル語)
- ・ 7月1日(日)、カトリック市川教会 / 講師: 旗手明(通訳: 英語、タガログ語)
- ・ 7月5日(木)、同志社大学 / 講師: 佐藤信行
- ・ 7月7日(土)、「改定入管法に反対し、ともに生きる宣言集会」(在日本韓国YMCA) / 報告: 旗手明、山岸素子、白井勝巳、金朋央、佐藤直子、鈴木江理子、山田貴夫ほか
- ・ 7月8日(日)、くまもと県民交流館パレア / 講師: 中島眞一郎
- ・ 7月8日(日)、西南KCC / 講師: 崔聖植
- ・ 7月10日(火)、川崎市ふれあい館・人権尊重学級 / 講師: 山田貴夫
- ・ 7月14日(土)、カトリック沼津教会 / 講師: 佐藤信行(通訳: 英語)
- ・ 7月15日(日)、カトリック奈良教会 / 講師: 佐藤信行
- ・ 7月17日(火)、仙台市職員組合 / 講師: 佐藤信行
- ・ 7月19日(木)、日本キリスト教会大阪北教会 / 講師: 佐藤信行
- ・ 7月22日(日)、福井県国際交流会館 / 講師: 旗手明
- ・ 7月22日(日)、カトリックいわき教会(福島)

#### 《活動日誌》

### 外国人被災者支援プロジェクト & 外国人被災者支援センター : 2012年

#### 第一段階(2011年9月~12月)

- ◆ 「外キ協」「東北ヘルプ」「NPO笑顔のお手伝い」の三者で、《外国人被災者支援プロジェクト》共同運営委員会を月1回、仙台で開催するとともに、他の団体の実務者および研究者を交えての拡大検討会を開き、活動骨子と方向性、内容を話し合う。
- ◆ 「東北ヘルプ」と「NPO笑顔」のスタッフは、宮城県下の移住女性(おもに日本人と結婚して定住する外国人女性)に対する調査一追加調査一緊急支援

をおこなう。中国人女性に対しては地元の国際交流協会、韓国女性に対しては地元の韓国教会、フィリピン女性に対しては地元のカトリック教会などのルートを通して面接調査をおこなう。また「NPO笑顔」は、南三陸町の仮設住宅(60カ所)すべてを訪ねて、全戸数分の「米1キロ支援米」を配って移住女性の面接調査をおこなう。

- ◆ 11月8日、外国人被災者支援に取り組む教会関係機関、個教会、国際交流協会、人権NGOなどに呼び

かけて、日本基督教団東北教区センターのエマオでシンポジウム「外国人被災者は今——私たちの課題」を開催。

## 第二段階（2012年1月～）

- ◆仙台の日本語学校の支援を受けて3月、宮城県大崎市古川地区で移住女性のための日本語教室を始める。
- ◆「NPO笑顔」のスタッフは、宮城県石巻市で、地域の市民団体と連携して、中国人女性など移住女性の日本語教室の準備を始める。
- ◆「NPO笑顔」のスタッフは、宮城県南三陸町で、フィリピン人女性のための日本語教室の準備を始める。
- ◆「外キ協」と「YWCA」のスタッフは、福島県下のフィリピン人移住女性グループ、「HAWAK KAMAY（手をつなぐ）FUKUSHIMA」（ハワクカマイ）による自立・就労プログラムを支援するための準備を始める。
- ◆「東北ヘルプ」「NPO笑顔」「外キ協」は、《外国人被災者支援センター》の設置に向けて、準備を始める。パートタイム・スタッフとして5人（韓国人女性1人、中国人女性2人、タイ人女性1人、日本人男性1人）を採用。また、実務責任者をセンター長として「外キ協」から派遣。
- ◆東北学院大学の郭基煥研究室は3月末、石巻市役所と共同で「市内在住外国人の実態調査アンケート」（日本語／英語／中国語／韓国語／タガログ語／タイ語）を始める。調査票は、質問事項が28項目、16ページに及び。その翻訳、印刷、発送の諸費用は《支援プロジェクト》が負担。

○1月7日（土）、NCC-JRDRO（日本キリスト教協議会エキュメニカル震災対策室）の研修会に参加（仙台）。

○1月10日（火）、東京・江戸川総合人生大学で講演「東日本大震災の外国人被災者から日本社会を考える」。

○1月17日（火）、《外国人被災者支援プロジェクト》共同運営委員会。拡大検討会（東北ヘルプ）。

○1月22日（日）、日本聖公会大阪教区の学習会で講演「東日本大震災の下での在日外国人」（城南キリスト教会）。

○2月7日（火）、《支援プロジェクト》実務者会議（東北ヘルプ）。

○2月18日（土）、大田区多文化共生センターの連続講座で講演「外国人被災者の実態について」。

○2月21日（火）、ハワクカマイ、YWCA関係者たちと福島会議。

○2月27日（月）、《支援プロジェクト》共同運営委員会。拡大検討会（東北ヘルプ）。

○3月13日（火）、《支援プロジェクト》共同運営委員会。拡大検討会（東北ヘルプ）。

○3月22日（木）、ハワクカマイ、YWCA関係者たちと福島会議。

○3月25日、大崎市古川地区で「日本語教室」を始める。生徒は移住女性、毎週火曜・金曜日の午後1～3時、全16回の授業。

○3月末、石巻市企画部市民協働推進課は、市内在住の20歳以上の外国籍市民400人に対して、「石巻市在住外国人の被災状況と多文化共生についてのアンケート」を郵送。

○4月2日（月）、《支援プロジェクト》として、東北ヘルプに《外国人被災者支援センター》を設置。

○4月3日（火）、《支援センター》スタッフ会議（東北ヘルプ）。

○4月10日（火）、《支援センター》スタッフ会議。《支援プロジェクト》共同運営委員会。拡大検討会（東北ヘルプ）。

○4月10日（火）、「石巻市在住外国人の被災状況と多文化共生についてのアンケート」回収。最終的に92人から回答が寄せられる。その集計・分析を郭基煥さん、李善姫さんを中心に行なう。

○4月16日（月）、ハワクカマイ、YWCA関係者たちと福島会議。

○4月17日（火）、《支援センター》スタッフ会議（東北ヘルプ）。

○4月21日（土）、《支援プロジェクト》共同運営委員会（東北学院大学）。

○4月21日（土）、シンポジウムを東北学院大学で開催。学生を中心に200人参加。第一部「外国人被災者の現住所」として、吉富志津代さん（大阪大学）、松岡洋子さん（岩手大学）、李善姫さん（東北大学）が報告。第二部「外国人支援のこれからの課題」として、鈴木江理子さん（国土舘大学）をコーディネーターとして、大村昌枝さん（宮城県国際化協会）、菊池哲佳さん（仙台国際交流協会）、西上紀江子さん（国際ボランティアセンター山形）、郭基煥さん（東北学院大学）が討論。



- 4月24日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 4月27日(金)、NCCドイツ委員会の公開セミナー「災害における社会的弱者と教会はどう寄り添うのか？」で講演「東日本大震災と外国人」(富坂キリスト教センター)。
- 4月29日(日)、石巻市の移住女性(韓国)、2人に面接調査(市内)。
- 5月1日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 5月2日、南三陸町の仮設住宅のそばで、「ケセン語<日本語>教室」を開始。毎週水曜日16時~18時。教師と教師補助は、地元のフィリピン人。
- 5月8日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 5月15日(火)、《支援センター》スタッフ会議。《支援プロジェクト》共同運営委員会。拡大検討会(東北ヘルプ)。
- 5月21日(月)、ハワクカマイ、YWCA関係者たちと福島会議。
- 5月22日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 5月25日(金)、大崎市「古川日本語教室」第一期終了。
- 5月29日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 5月30日(水)、「石巻市在住外国人の被災状況と多文化共生についてのアンケート」の集計を終えて、今後の進め方について、石巻市、郭研究室、東北ヘルプ、NPO笑顔の4者で協議(市役所)。アンケート回答者92人のうち、アンケート用紙の末尾に名前と連絡先を明記して、東北ヘルプ・NPO笑顔に支援を求めてきた39人に対しては、《支援センター》が個別に連絡をとり、6月から順次、面接調査をしていくこと、またその面接会場を市役所が用意してくれることを確認。
- 6月5日(火)、《支援センター》スタッフ会議。《支援プロジェクト》共同運営委員会(東北ヘルプ)。
- 6月5日(火)~、《支援センター》スタッフが石巻市の外国人依頼者39人に対して、電話やメールで連絡をとり、依頼内容の確認と面接日程の調整を始める。
- 6月6日(水)、支援を求めてきた石巻市の外国人39人に対する面接調査を支援スタッフが始めるにあたって、オリエンテーションを開催(東北ヘルプ)。
- 6月12日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 6月13日(水)、石巻市の移住女性(中国)と在日中国人高齢者、2人に面接調査(自宅、仮設住宅)。
- 6月13日(水)、ハワクカマイ、YWCA関係者たちと福島会議。
- 6月15日(金)、大崎市の「古川日本語教室」第二期開始。
- 6月16日(土)、NCC教育部が全国の教会学校・キリスト教学校に呼びかけて寄せられた「平和のきずな献金2011」の中から、震災で父親を喪った子ども(外国にルーツを持つ子ども)5人に対して就学支援金を渡す(南三陸町、石巻市、花山村)。
- 6月19日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 6月19日(火)~20日(水)、在日大韓基督教会全国女性会の研修会に同行し、郡山-福島-南三陸-石巻-仙台の被災地を回り、被災者と支援団体を案内。
- 6月20日(水)、石巻市の在日韓国人高齢者、2人に面接調査(自宅、仮設住宅)。
- 6月26日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 6月27日(水)、石巻市の移住女性(韓国)と在日韓国人高齢者、2人に面接調査(市役所、仮設住宅)。
- 6月30日(土)、石巻市の移住女性(フィリピン、タイ)、2人に面接調査(自宅)。
- 7月3日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 7月4日(水)、石巻市の在日韓国人三世と移住女性(中国)、計3人に面接調査(市役所ほか)。
- 7月8日(日)、ハワクカマイ主催の「福島移住者フェスティバル」。福島県内のフィリピン人女性とその家族たちを中心に250人参加。
- 7月10日(火)、《支援センター》スタッフ会議。《支援プロジェクト》共同運営委員会(東北ヘルプ)。
- 7月11日(水)、石巻市の移住女性(インドネシア、ベトナム、中国)、計4人に面接調査(市役所ほか)。
- 7月17日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。
- 7月18日(水)、石巻市の移住女性(台湾)に面接調査(市役所)。
- 7月18日(水)、ハワクカマイ、YWCA関係者た

ちと福島会議。  
○7月24日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。  
○7月25日(水)、石巻市の移住女性(韓国)、2人に面接調査(市役所)。  
○7月25日(水)、南三陸プログラム「ケセン語<日本語>教室」第一期終了。  
○7月31日(火)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。  
○8月1日(水)、石巻市の移住女性(フィリピン)、2人に面接調査(市役所)。  
○8月3日(金)、石巻市の移住男性(米国)に面接調査(転居先の仙台市内で)。

○8月6日(月)、《支援センター》スタッフ会議。  
《支援プロジェクト》共同運営委員会(東北ヘルプ)。  
○8月16日(木)、石巻市の移住女性(フィリピン)に面接調査(市役所)。  
○8月17日(金)、《支援センター》スタッフ会議(東北ヘルプ)。

\*この他に、電話による相談活動、追加面接調査、市役所・入管局などへの同行支援活動が、《支援センター》のスタッフによって日々行なわれている。

●文責＝佐藤信行

## 「信教の自由」への侵害を許さない

2012年6月21日

国家公安委員会委員長 松原 仁 殿  
警察庁長官 片桐 裕 殿

日本カトリック司教協議会  
会長 池長 潤大司教  
会 員 一 同

### 要 請 書

#### 第1 要請の趣旨

日本カトリック司教協議会はローマ教皇庁のもとに設立された協議会で、日本におけるカトリックの教会及び修道会を包括し、その連絡提携を図り、宣教及び宗教活動の推進等を行うことを目的としています。

さる2012年5月27日(日曜日)午後12時30分ごろ、カトリック横浜司教区のカトリック貝塚教会において、神奈川県川崎臨港警察署職員6名が、同教会の管理責任者である主任司祭(教会管理者)本柳孝司から立入を拒否されたにもかかわらず、教会施設内に立ち入り、令状もないのに警察活動を行いました。この行為は憲法35条による住居の不可侵の規定に違反し、また、憲法20条の保障する信教の自由を侵害する行為であります。

そこで、宗教法人カトリック横浜司教区代表役員梅村昌弘司教及びカトリック貝塚教会主任司祭本柳孝司は、川崎臨港警察署が行った上記行為について、同年6月5日、川崎臨港警察署に赴き、厳重に抗議し、再発の防止等を申し入れました。

これに対し、川崎臨港警察署署長本山巖警視から、同年6月12日付で、教会内に対する立入行為については、不適切であったことを認め、お詫びする旨の書面による率直な回答を受け取りました。

しかし、私たちは、今回のような事件が、川崎臨港警察署だけでなく、全ての都道府県の警察署内で今後二度と起こらないよう、以下の事項について警察内における周知徹底、および職員の教育の徹底を要請します。

1. 宗教団体の信教の自由を尊重し、宗教活動を妨害するような行為をしないこと。
2. 教会等の敷地内へ違法な立入及び職務質問等の捜査を実施して、基本的人権を侵害することがないようにすること。

3. 教会施設付近において、教会を訪れようとする人々への職務質問などを行わないこと。

## 第2 要請の理由

1. カトリック教会には、国籍を問わず、祈りや礼拝等を目的として多くの信徒、求道者が訪れます。そして、教会は、教会を訪れる人々に対し、魂への配慮として司牧活動を行っています。日曜日に、全世界の教会において、ミサ聖祭を行うことは、一般にも広く知られていることであります。ミサ聖祭は、カトリック信徒にとって極めて神聖かつ重大な宗教上の儀式です。また、教会を訪れる人々の中には、自らの罪を悔い、神の赦しを求めて来る者もいます。カトリック教会は、聖霊のはたらきのもとに回心する人間に対して、キリストの名によって罪の赦しを与え、償いを定めます。この罪の赦しも、カトリック教会の秘跡の一つとして重要な宗教活動となっています。また、霊的な相談など様々な宗教活動を常時行っています。
2. このような宗教上の儀式を控えて、信徒、求道者が和やかなうちにも厳粛に相集う時間帯に、国家権力が令状もなく、管理者の制止を押し切って、境内地に立ち入り、警察官として職務質問等の職務を行えば、多くの信徒等に対し、恐怖、緊張、屈辱、怒り、嘆きなどの感情を生じさせ、およそ聖なる宗教上の儀式を行うのにふさわしくない状況を招くこととなります。したがって、このような警察官の行為は、国家権力による宗教活動の妨害であるとの非難を免れがたいと言わざるを得ません。
3. 教会は罪を犯した人も含めて、すべて重荷を負った者が安心して教会を訪れることができる場所を目指しています。教会内や教会付近において警察官から職務質問を受けるといことが起これば、信徒等は安心して教会を訪れることができなくなり、教会として行うべき宗教活動に大きな支障をきたします。また、警察官が司祭に対し、司祭の宗教上の立場と守秘義務を顧みることなく、威圧的に「犯人をかばうのか。容疑者に敷地外に出るように勧めろ」などと詰め寄る行為は、司祭の権能を否定し、告解の秘跡などカトリック教会の行う宗教活動を冒瀆するものであります。
4. 日本国憲法は、カトリック教会及びカトリック信徒に対しても、宗教儀式、宣教活動、信徒の育成教化など、宗教活動の自由を信教の自由として保障しており、宗教法人法は、国及び公共団体の機関は、宗教法人に関して法令の規定に基づく権限を行使する場合には、宗教法人の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないとしています。
5. カトリック貝塚教会における川崎臨港警察署警察官の上記行為は、憲法に違反し、宗教法人法が尊重し、特に留意すべきであるとしているところに違反するものであって、極めて遺憾であります。また現場の警察官が携帯電話によって上司に連絡をとり、指示を仰いでいたのですから、現場警察官の単なる軽卒な行為であるとみなすことはできません。これは川崎臨港警察署としての宗教行為に対する妨害であると言わざるを得ません。

川崎臨港警察署の前記行為に対して重ねて強く抗議します。このことは川崎臨港警察署管内の問題だけではなく、全国レベルの問題でもあります。2012年6月21日開催された司教総会の総意をもって、日本のカトリック教会を代表するカトリック司教協議会会長として貴官に対し、警察が、憲法に規定されている基本的人権を守り、宗教団体の信教の自由を尊重し、宗教活動に対する妨害行為をしないこと、及び教会の周辺においても教会の宗教活動を妨害しないように慎重に配慮することを、管下の警察に周知徹底するため、必要な措置を講じられるように要請します。

.....

2012年7月5日

神奈川県公安委員会委員長 殿  
神奈川県警察本部本部長 殿

## 申し入れ書

私たちは、日本に住む外国籍の人びとの人権支援・生活相談などに取り組んでいる宗教者や市民の団体です。

去る2012年5月27日12時30分頃、川崎臨港警察署は、カトリック貝塚教会敷地内において、フィリピン国籍の信徒に対して職務質問を行い、旅券不携帯ないし常時携帯提示義務違反の罪により現行犯逮捕しました。

この際、同署の警察官らは、同教会管理者である主任司祭本柳孝司神父に無断で教会敷地内に立ち入ってフィリピン国籍の信徒への職務質問を開始し、同神父が宗教活動の自由、信教の自由の観点から教会敷地内から立ち退くよう求めたにもかかわらず、教会敷地内への立入行為を継続して職務質問を行い、上記逮捕に至ったものです。

これは、憲法の保障する信教の自由（第20条）に基づき、宗教法人法によって宗教活動が認められている宗教法人に対し、その宗教活動を妨害し、信教の自由を侵犯する行為です。

また、本件立入は、警察官職務執行法第6条1項で、警察官が他人の土地、建物等に立ち入ることを認めている、危害の予防、損失の拡大防止、被害者の救助などに該当しておらず、職務権限を逸脱しています。

さらに本件立入は、同法同条第3項で、警察官の職務上の立入に際し、「みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない」と規定されているにもかかわらず、当該教会の正当な宗教活動業務である集会の場で執拗に行われ、集会の進行を妨害しただけでなく、関係者に多大の脅威と不快感を与えたもので、同項に違反しています。

私たちは、このような立入と捜査に対し、強い憤りを以て抗議します。特に、今世紀に入ってから警察当局などを中心に実施された「不法滞在者半減計画」により、駅周辺や街頭などで外国人に対する執拗な職務質問が行われてきたことが、外国人の権利を軽視する風潮を警察当局の中に広げてきたことを憂えます。相手が外国人であれば、居所だけでなくその行く先のどこでも、立入と職務質問ができるという誤った感覚が現場の警察官の間に培われていて、今回のような結果になったのではないかと恐れます。

外国籍住民人口がますます増加する時代を迎え、多民族が相互に信頼し、違いを大切にしながら生活する努力が必要です。警察もまた、これにふさわしい在り方をしてほしいと心から願います。

川崎臨港警察署は、本件立入が不適切であったと認め、カトリック教会に対して謝罪しました。しかし、本件は貴神奈川県警本部の指導・監督責任にも関わるものですから、今後このようなことが起こらないよう、貴本部の適切な対処を求め、以下のことを要請致します。

1. 本件のような事案の再発を防止するため、信教の自由の保障の観点から、具体的な対策を提示し、周知徹底してください。
2. 宗教施設の周辺や、そこに至る沿道等での職務質問やパスポート・チェックなど、参会者に脅威を与え宗教活動を妨害する行為を止めてください。
3. DV被害にあった外国籍者等の緊急援助のためのシェルターへの立入や、外国籍住民の人権擁護の立場から活動を行っている市民団体・労働組合の事務所や集会場周辺での取り締まりを止めてください。
4. 外国籍住民の人権尊重に関する啓発・教育を徹底してください。

◆呼びかけ団体◆日本カトリック難民移住移動者委員会(JCaRM)

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

外国人市民との共生社会をめざす神奈川連絡会議（市民共生会議）

◆賛同団体◆移住労働者と連帯する全国ネットワーク、一般社団法人神奈川人権センター、カラバオの会（寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会）、カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター、神奈川県勤労者医療生活協同組合 港町診療所、神奈川ユニオン協議会、神奈川シティユニオン、よこはまシティユニオン、女のユニオンかながわ、ユニオンヨコスカ、湘南ユニオン、県央コミュニティユニオン、横浜女子短期大学教職員組合、国労神奈川地区本部、全造船労働組合関東地方協議会、同住友重機追浜浦賀分会、同三菱横船分会、同いすゞ自動車分会、同石川島分会、同全労済分会、同日本鋼管分会、同東京地域分会、同東芝アンパックス分会、同ジャルコ分会、同 JAM 労組横浜支部、原町支部、端子支部、いわき支部、本社支部、しょうなん競輪労組、内外液輸労組、神奈川の外国人教育を考える会、全統一労働組合、中小労組政策ネットワーク、生活と権利のための外国人労働者実行委員会、APFS労働組合、IAPE(外国人児童生徒保護者交流会)、コリアNGOセンター、カパティラン、平和フォーラム、I女性会議、名古屋難民支援基金、名古屋労災職業病研究会、かけこみ女性センターあいち、フィリピン人移住者センター、すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（RINK）、北九州フィリピン人協会、外国人実習生権利ネットワーク・北九州、NPO 法人女性エンパワメントセンター福岡、コムスタカー外国人と共に生きる会、

難民・移住労働者問題キリスト教連絡会、日本カトリック正義と平和協議会、日本カトリック部落差別人権委員会、日本聖公会正義と平和委員会、聖公会平和ネットワーク、在日大韓基督教会社会委員会、外国人住民基本法の制定を求める神奈川キリスト者連絡会、日本キリスト教団神奈川教区寿地区活動委員会、日本基督教団神奈川教区社会委員会、カトリック横浜教区難民移住移動者委員会(ENCOM YOKOHAMA)、カトリック横浜教区正義と平和協議会、「同和問題」にとりくむ神奈川宗教者連絡会(神奈川同宗連)、在日大韓基督教会西南地方会社会部、在日大韓教会西南韓国基督教会館、外国人住民との共生を実現する九州・山口キリスト者連絡協議会、日本聖公会東京教区人権委員会、日本聖公会中部教区可児ミッション、外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議、外国人との共生をめざす関西キリスト教連絡協議会、在日韓国基督教会館、全国キリスト教学校人権教育研究協議会、外国人住民基本法の制定を求める関東キリスト者連絡会、外国人住民基本法の制定を求める北海道キリスト教連絡協議会、カトリック東京国際センター(CTIC)、カトリック大阪大司教区シナピス、中部外キ連、札幌地区カトリック正義と平和委員会、日本バプテスト連盟日韓在日連帯特別委員会、特定非営利活動法人聖公会生野センター、外国人住民との共生を実現する広島キリスト者連絡協議会、日本キリスト教会横浜長老教会執事会、日本キリスト教会横浜長老教会靖国神社問題委員会、日本の戦後責任を清算するため行動する北海道の会、国際ソロプチミスト高松、名古屋キリスト教協議会、教会と人権を考えるセミナー実行委員会、平和を実現するキリスト者ネット (87 団体、順不同)

## 「国連」社会権規約と、「人権小国」日本

### ◀解説▶第 49 期社会権規約委員会の事前準備会議

国連の社会権規約委員会は 2012 年 5 月 21～25 日、来年 5 月に予定されている日本政府報告書の本審査に向けた事前準備会議(第 49 期)を開催した。日本報告書に対する実質的な 1 回目の審査は 2001 年であり、今回は 2 回目の審査となる(1 回目の審査については、社会権規約 NGO レポート連絡会議編『国際社会から見た日本の社会権』、現代人文社、2002 年、参照)。

主催は同委員会委員 18 人のうちの 5 人の委員から成るワーキンググループである。私たち外国人権法連絡会は、この会議に向け、「社会権規約 NGO レポート連絡会議」に参加して共同レポート作成作業をおこない、本年 4 月 1 日付でレポートを提出した。同レポート英文は委員会のウェブサイトに掲載されている。なお、そのレポートの元となった日本語で作成されたレポートのうちの外国人の教育権に関する部分は、『RAIK 通信』第 130 号に掲載されている。

事前審査では、5 月 21 日午後の会議は公開され、5 カ国の NGO からの意見聴取と質疑応答が行われた。外国人権法連絡会から師岡康子が

出席し、一人 2 分程度の限定された時間で、外国人学校・民族学校(マイノリティ学校)への差別について報告した。22 日昼には、日弁連を中心とした日本から参加した NGO の主催で委員向けの説明会を行なった。

委員会の日本政府への質問事項は 5 月 25 日の会議で採択されたが、ウェブサイト上に公表されたのは日本時間の 6 月 6 日であった。

\*

委員会の日本政府に対する質問事項は、全部で 30 項目あり、社会権規約の条文にそって総論と各論にわけられているが、以下、外国人・民族的マイノリティに関する事項について報告する。

まず、総論の第 2 条(差別禁止)関連では、差別禁止の有無について質問している。第 3 条(男女平等)関連では、「従軍慰安婦」制度につき、被害者救済措置および教育措置について尋ねている。

次に各論では、第 7 条(労働)関連では、非正規の移住労働者などについて、公正かつ良好な労働条件に対する権利の侵害からの効果的保護を確保するための措置についての情報提供を求めている

る。

第10条（家族、母親および子どもの保護）関連では、人身取引およびその被害者援助に関する情報提供を求め、また、婚姻関係がない日本人父と外国人母との間に生まれた子どもの市民権などについて尋ねている。

第11条（十分な生活水準に対する権利）関連では、外国人との限定はないが、東日本震災などの被災者支援策について聞き、特に、脆弱な立場におかれた集団のニーズへの考慮について聞いている。

第13条・第14条（教育への権利）関連では、第28項で下記についての質問がなされた。①民族的マイノリティおよび移住者家族に属する子どもたち、とりわけ在日コリアンの子どもたちへの

根強い差別に対する措置、②公立学校における、これらの子どもたちの自己の言語の教育および自己の文化に関する教育を含む、無理なく費用を負担できる条件での教育へのアクセスを保障するためにとられている措置、③マイノリティの学校（外国人学校・民族学校）に対して締約国が与えている財政援助。

\*

今後は、日本政府に対し、以上の委員会からの質問に対し、誠実で正確な内容の回答を促すとともに、NGOの立場からの回答を委員会に送り、来年5月の本審査をより充実したものとし、的確な内容の勧告を引き出すよう、働きかけることが必要であろう。

●師岡康子（外国人権法連絡会）

E/CN.12/JPN/Q/3

国際連合 経済社会理事会 2012年5月25日

原文：英語（日本語仮訳：社会権規約NGOレポート連絡会議）

経済的、社会的および文化的権利に関する委員会 [社会権規約委員会]  
会期前作業部会 2012年5月21～25日

経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の実施  
経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約第1～15条に関する  
**日本の定期報告書の検討に関わる事前質問事項**

## I. 一般的情報

1. 法律案および政策案に関する人権影響評価制度の導入が困難であるという点に関する締約国 [日本] の説明を踏まえ、法律および政策が規約 [社会権規約] 上の自国の義務に合致することを、締約国がどのように確保しているのかを説明してください。

### 第2条第2項－差別の禁止

2. 締約国の立法で、規約第2条第2項に掲げられた事由に基づく、経済的、社会的および文化的権利の享受における差別が禁止されているかどうかを明らかにしてください。締約国の立法に間接差別に関する規定が含まれているのかも明らかにしてください。性差別的な法規定を改正するためにとられた措置、ならびに、性的指向および性自認に基づく差別を撤廃するための立法上の措置についても明らかにしてください。

3. 経済的および社会的権利の享受に関してアイヌ民族が直面している事実上の差別に対応するためにどのような措置がとられてきたかを明らかにしてください。2002年の特別措置法の実施 [終了] 後も残る、被差別部落が直面している不利益に対応するために何らかの措置がとられたのであれば、当該措置に関する情報も提供してください。これらの集団の状況の改善を監視するために設けられている機構についての情報も提供してください。

4. 「障害者対策に関する長期計画」や「ハローワーク」における公的な職業紹介など締約国がとってきた措置によって、教育および雇用における障害のある人に対する差別がどの程度撤廃され、かつ公正な賃金および同一価値労働に対する平等な報酬がどの程度保護されてきたかを明らかにしてください。2004年の障害者基本法改正で、障害のある人に対する合理的配慮についても規定され、かつ

その否定が障害を理由とする差別として定義されているかどうか明らかにしてください。

### 第3条—男女の平等な権利

5. 締約国報告書〔日本政府報告書〕の paragraph 181 に掲げられた数字で実証されているように、労働市場における女性の不利益への対応に関して達成された進展が遅々としたものであることに鑑み、「女性の参画加速プログラム」および第2次男女共同参画基本計画のような措置によって、どの程度、官民両部門の雇用における女性の前進が加速し、女性のパートタイム就労率が減少し、かつ賃金の男女格差が縮小するのかを明らかにしてください。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に基づいて申し立てられた差別案件に関する情報も提供してください。
6. ジェンダーに基づく否定的なステレオタイプ、ならびに、家庭および社会における女性の役割に関して根強く残る態度に取り組むためにとられた措置について、委員会に情報を提供してください。
7. 「慰安婦」としての女性の搾取が被害者による経済的、社会的および文化的権利の享受に及ぼす持続的影響に対応するためにとられた是正措置および教育措置、とくに被害者の道徳的および物質的利益を満足させるためにとられた措置に関する情報を提供してください。

## II. 規約の特定の規定（第6～15条）に関わる問題

### 第6条—労働権

8. 世界的な経済危機の流れのなかで失業に対応するため、締約国がどのような措置をとってきたかを明らかにしてください。これとの関連で、締約国が雇用保険制度および失業者に提供されるサービスについてさらなる調整を行なったかどうか明らかにしてください。
9. 短期・有期契約労働者の人数が増えていることに鑑み、関係労働者が有する、不公正な形で雇用を奪われない権利、同一価値労働に対する平等な報酬の権利および社会保障に対する権利の効果的保護について、とられた措置がどのような効果をもたらしたかに関する情報を提供してください。不安定な雇用契約および連続的な短期契約の濫用を防止するためにとられた措置の効果も明らかにし

てください。

### 第7条—公正かつ良好な労働条件に対する権利

10. 労働時間等の設定の改善に関する特別措置〔法〕（2006年）および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（2007年）のような措置が、労働時間の短縮、休暇の取得および男女間における家族的責任の平等な分担にどのような効果をもたらしたかに関する情報を提供してください。
11. 改正高齢者雇用安定法の運用により、45歳以上の労働者による雇用へのアクセスならびにその労働条件の保護および不当な解雇からの保護にどのような効果があったか、委員会に情報を提供してください。
12. 建設業のような危険な労働で雇われる固定報酬契約労働者が増えていることに鑑み、このような労働者がどの程度の割合を占めているのか、ならびに、安全かつ健康的な労働条件に対するこれらの労働者の権利が法律上および實際上どのように保護されているのかに関する情報を提供してください。労働者災害補償保険が、雇用主によって雇われかつ給与を受け取っている労働者にしか適用されないなかで、これらの労働者が利用可能な労災保険制度についても明らかにしてください。
13. 労働保護法〔労働基準法〕で外国人（就労許可を受けていない者を含む）も対象とされていることを踏まえ、非正規の移住労働者、インフォーマル経済で働く者および国内の労働法や社会保障の対象とされていない労働者との関連で、公正かつ良好な労働条件に対する権利の侵害からの効果的保護を確保するためにとられた措置に関する情報を提供してください。

### 第9条—社会保障に対する権利

14. 現行の年金制度下で根強く残る男女間の所得格差に対応するためにどのような措置がとられているかを明らかにしてください。
15. 年金の受給資格がない高齢者が受給資格を有している社会手当、および、このような高齢者の増加に対応するためにとられた措置に関する情報を提供してください。高齢者年金によって受給者が十分な生活水準を享受できるようにすることを確保するためにとられた措置も明らかにしてください。

### 第10条—家族、母親および子どもの保護

16. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2005年）および社会福祉法（2008

年)の執行により、高齢者虐待事件の通報およびその防止がどの程度効果的に促進されたかを明らかにしてください。

17. 締約国における人身取引についての統計データおよび被害者への援助に関する情報を提供してください。
18. 締約国において日本人父と外国人母との間に生まれた子どもの市民権を、両親の婚姻上の地位に関わらず確保するためにとられた措置に関する情報を提供してください。新法に基づいて市民権を取得した子どもの人数に関する統計データも提供してください。

#### 第 11 条—十分な生活水準に対する権利

19. 貧困による影響を不相応に受けているシングルマザー世帯および単身の高齢女性世帯を援助するためにとられた措置の効果に関する情報を提供してください。
20. 東日本大震災を含む地震の被災者の生計を支援するためにとられた措置について情報を提供してください。避難および再定住のための計画の実施にあたり、避難者およびとくに脆弱な立場に置かれた集団（高齢者、障害のある人、子どもおよび妊婦など）のニーズがどのように考慮されてきたかも明らかにしてください。
21. とくに不利な立場に置かれたおよび周縁化された集団（高齢者など）を対象として、保有権が法的に保障された、十分かつ負担可能な住居へのアクセスを確保するためにとられた具体的措置に関する情報を提供してください。強制立退きを行なうことのできる事情について定めた法規定が緩和されたのであれば当該緩和に関する情報、ならびに、脆弱な立場に置かれた集団および個人（高齢者など）の居住権に対して影響が生じているのであれば当該影響に関する情報も提供してください。
22. ホームレスに関する全国調査（2007 年）の知見、ならびに、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法および改訂「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（2008 年）のような措置がホームレスの削減に関してもたらした効果についての情報を提供してください。さらに、強制立退きおよびホームレスに関する統計データが存在しななか、不利な立場に置かれたおよび周縁化された集団にとっての居住権の実現が締約国によってどのように監視されているのかを明らかにしてくだ

さい。

#### 第 12 条—身体的および精神的健康に対する権利

23. 原発事故防止のための計画を再検討しかつ強化するためにとられた措置、および、福島第一原発事故を含む原発事故の影響を受けた人々の健康権を保護しかつ充足させるためにとられた措置について、委員会に情報を提供してください。
24. 健康保険料がますます高くなっていることに鑑み、所得水準に関わらず、十分な保健ケアサービスに対する平等なアクセスを保障するためにとられた措置についての情報を提供してください。
25. 保健ケアに対する予算支出を削減するという政策決定を受けて、医療ケア、医療サービスおよび医療人員へのアクセスが締約国でどのように確保されているのかに関する情報を提供してください。
26. 締約国における自殺率の高さに対応するためにとられた保健ケア上の措置に関する情報を提供してください。精神病院に入院していた元患者が社会的な理由から継続的に入院させられることを防止するため、一般公衆がこれらの患者を受け入れられるようにするためにとらえた措置も明らかにしてください。

#### 第 13 条・第 14 条—教育に対する権利

27. 教育費の上昇の問題に対応するためにとられた措置について情報を提供してください。
28. 民族的マイノリティおよび移住者家族に属する子ども、とくに韓国・朝鮮系の子どもに対して根強く残る差別に対応するためにとられた措置の効果について情報を提供してください。これらの子どもに対し、負担可能な教育（公立学校における自己の言語の教育および自己の文化に関する教育を含む）へのアクセスを保障するためにとられている措置も明らかにしてください。マイノリティ学校に対して締約国が与えている財政援助についての詳しい情報を提供してください。

#### 第 15 条—文化権

29. 前回の定期報告書の提出以降、先住民としてのアイヌ民族の文化権を保障するためにとられた措置（アイヌ語の使用および学習を促進しならびにアイヌの生活様式を促進しおよび保護するために締約国がとった措置を含む）に関する情報を提供してください。
30. 沖縄民族の文化的遺産を促進しかつ保護するためにとられた措置を明らかにしてください。